

新型コロナウイルス感染症対応の基本方針（令和2年10月1日現在）

志布志市立尾野見小学校

I 基本的な考え

- 1 手洗い・うがいや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施する。
- 2 換気を徹底すること、近距離での会話を控えさせること、マスクを着用させることなど、学校内において密閉、密集、密接の3つの条件が同時に重なることを回避させる。
- 3 児童や教職員がよく手を触れる場所は消毒を行う。
- 4 児童の心の健康へ留意し、コロナウイルス感染を原因とするいじめ等を防止する。
- 5 児童、教職員、保護者に新型コロナウイルス感染が判明した場合は危機管理対応マニュアルに従って対応し、市教委に報告し、指示を受ける。

II 児童への対応

1 健康観察について

- (1) 毎朝、家庭で検温結果と風邪症状の有無を「健康チェック表」に記入して、担任に提出する。忘れた場合は、保健室で検温する。発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することとし、この場合出席停止の扱いとする。
- (2) 登校後に発熱等の風邪の症状がみられた場合、保護者に連絡し安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させる。

2 マスク着用について

- (1) 咳エチケットについて指導を行い、必要に応じてマスクを着用させる。
- (2) 身体的距離（1～2m）が十分とれない場合にはマスクを着用する。
- (3) 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合はマスクをはずす。

3 教室環境について

- (1) エアコン使用中は、休み時間ごとに窓を開けて換気を行うようにする。
- (2) 教室を閉め切る場合は、教室の前後に置いた空気清浄機を使用する。
- (3) 机間を1～2メートル離すようにする。
- (4) 大勢がよく手を触れる場所は（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒を行う。

4 授業等について

- (1) 原則として教師との対面形式で授業を実施する。
- (2) ペアやグループ学習の際は、近距離で向かい合わせにならないように形態を工夫する。
- (3) 各教科の指導内容は感染症対策を考慮しながら実施する。
 - ア 音楽の学習では、狭い空間での歌唱指導や身体接触を含む活動はしない。
 - イ 家庭科の調理実習は、向かい合って調理しない、間隔をとるなどの感染症予防に努める。
 - ウ 体育の学習では、密集や接触をなるべく避けながら学習内容を工夫して行う。

5 学校行事等

- (1) 全校で集まる集会活動等は当面の間控える。校内放送で実施できるものは放送で行う。
- (2) 遠足は、隣接する尾野見グラウンドで実施する。弁当やおやつを食べる際は、接近しすぎないように配慮する。雨天時は学校で実施する。
- (3) 宿泊学習は、2学期に延期する。(10月21日(水)～22日(木)実施予定)

6 学校給食等

- (1) 給食当番は手洗いを行い必ずマスクを着用する。
- (2) 配膳台では間隔をあけて配膳をする。
- (3) 必ず手洗いをしてから給食を食べる。

7 スポーツ少年団について

- (1) スポーツ少年団については、感染症対策を徹底したうえで実施する。
- (2) 感染状況について指導者及び保護者間で情報共有を行い、指導者の独断で活動することがないように留意する。

III 教職員への対応

1 感染症対策

- (1) 教職員の感染症対策も上記Ⅰ－1～4に基づく。
- (2) 不要不急の都道府県をまたいで移動することはできる限り避ける。

IV 保護者への対応

1 家庭での感染症対策について

- (1) 帰宅時や食事前などにはこまめに手洗い・うがいを徹底させる。
- (2) 毎日、登校前に検温等や健康観察を行い、発熱や風邪のような症状がある場合は学校に連絡し登校を控えさせる。
- (3) 不要不急の都道府県をまたいで移動することはできる限り避けるようお願いする。

2 連絡体制

- (1) 新型コロナウイルス感染が近隣地域で発生し、教育活動に支障をきたす場合には、安心メールやブログにてすぐに連絡する。
- (2) 児童の健康状況や家庭生活上で心配や不安な事があれば遠慮無く学校に連絡連絡できるような体制を整えておく。

V 臨時休業の判断について

学校で感染者が発生した場合は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲に応じて臨時休業を実施する。臨時休業期間は1～3日が一般的である。延長の場合は感染状況等に応じて判断する。